

議案第31号 説明資料

幕別町立保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町立保育所条例 (平成25年 3 月22日 条例第13号) <u>(設置)</u> <u>第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設とし幕別町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</u> 第 2 条 略 (職員) 第 3 条 保育所に<u>所長</u>その他必要な職員を置く。 第 4 条～第 8 条 略	○幕別町立保育所条例 (平成25年 3 月22日 条例第13号) <u>(設置)</u> <u>第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第 3 項の規定に基づき、保育の必要な乳児及び幼児を保育する施設として幕別町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</u> 第 2 条 略 (職員) 第 3 条 保育所に<u>施設長</u>その他必要な職員を置く。 第 4 条～第 8 条 略